募集

町営住宅の入居者を募集します

問い合わせ 管理維持係

●**募集住宅**
▽宮園団地／平成5年建・2LDK＝4階1戸
▽宮園団地／平成8年建・3LDK＝3階1戸
▽宮園団地／平成10年建・2LDK＝1階1戸
▽奔渡団地／平成元年建・3LDK＝1階1戸
▽松葉団地／平成27年建・2LDK＝1階1戸
※入居可能日は7月下旬以降となります
●**家賃**／入居する世帯の収入、住宅の規模、立地条件、築年数などに応じて個々に算定
●**申し込み**／7月1日(水)から10日(金)までに管理維持係へ申し込み

制度

水道メーターの検針にご協力ください

問い合わせ 業務係

検針員が毎月25日から月末までの間に水道メーターを検針し、水道料金をお知らせしています。

検針を円滑に行えるよう次のことにご協力ください。

▽**水道メーター周辺に検針の妨げとなる物を置かない**
▽**犬は水道メーターから離れた場所につなぐ**
▽**夏期は水道メーター周辺の草刈りをする**

使用した覚えがないのに、使用水量が先月より多い場合は、お問い合わせください。

パスポートの申請手数料が変わりました

問い合わせ 窓口サービス係

令和8年7月1日申請分から、パスポートの申請手数料が変更となりました。

なお、申請手数料の改定に伴い、申請が増加し、交付までに約1ヶ月程度時間を要することが見込まれます。海外への旅行や出張の予定がある人は、早めに申請してください。

年齢	旅券種別	改定後手数料（令和8年7月1日以降申請分）	備考
18歳以上	10年	電子申請 8,900円 窓口申請 9,300円	7,000円減額
	5年		18歳以上5年旅券廃止
	残存有効期間同一旅券	電子申請 5,400円 窓口申請 5,800円	500円減額（18歳未満は申請できません）
18歳未満（12歳以上）	5年	電子申請 4,400円 窓口申請 4,800円	6,500円減額
12歳未満	5年		1,500円減額

※18歳以上の人の5年旅券が廃止され、10年旅券のみの取り扱いとなりました

相続登記の申請が義務化されています

問い合わせ 用地地籍係

土地や建物を取得した相続人は、取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要です。

また、令和6年4月1日以前に相続した土地や建物は、令和9年3月までに手続きが必要です。

なお、正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

相続登記が済んでいない人は、専門家（弁護士や司法書士）に相談するなどして早めに対応しましょう。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

◀不動産登記推進イメージキャラクター『トウキツネ』

▲法務省ホームページはこちら

相続土地国庫帰属制度について

問い合わせ 用地地籍係

相続した土地について、『遠方に住んでいて利用する予定がない』『周囲の土地に迷惑がかかるから管理が必要だが、負担が大きい』などの理由から、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理されないまま放置されることで、将来、『所有者不明土地』が発生する恐れがあります。

これを予防するため、相続または遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部または全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする『相続土地国庫帰属制度』があります。